

塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成 16 年 9 月 27 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募によらない選定理由)

第 2 条 条例第 2 条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体(以下「団体」という。)が、客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用及び雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現に管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理している団体が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式。以下「申請書」という。)とする。

2 条例第 3 条第 5 号に規定する書類は次のとおりとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 事業実績報告書、収支決算書及び財産目録(申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度のもの)。ただし、申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計画書
- (5) 役員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月規則第 11 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月規則第 29 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

塩竈市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者氏名 印

塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1 公の施設の名称

2 公の施設の位置